

5歳児健康診査について

1 概要

幼児期において言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無がその後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、発達の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行うことにより、幼児の健康の保持増進を図ることを目的として、令和8年度より5歳児健康診査を実施する。

2 対象者

文京区に在住し、実施年度に満5歳になる幼児

※令和8年度は、年間1,800人程度（月平均150人）を想定

3 実施方法等

(1) 実施方法

- ・2段階方式で実施する。
- ・1次健診として、対象児の保護者全員に、発達や生活状況等についてのアンケート形式の問診票（保護者用と、所属園の保育士・教諭用）を送付し、その結果から支援が必要と考えられる対象者に、集団健診会場において問診、多職種による集団行動観察、医師の診察、専門相談等の2次健診を行う。
- ・保育園・幼稚園に通園していない家庭保育児、及び保護者が不安を持ち健診を希望する場合も、2次健診の対象とする。

(2) 2次健診会場、実施回数

保健サービスセンター及び本郷支所で、それぞれ月1回

(3) 2次健診実施体制

小児科医師、保健師、看護師、心理職、栄養士、歯科衛生士、保育士

(4) 事後措置

2次健診の結果、継続的な支援が必要な場合は、保健所において相談指導を実施するとともに、教育・保育施設、医療機関等と連携して継続的に支援を行う。

4 今後の予定

4月 区報等による事業周知開始

5月 アンケート（1次健診）の送付開始

6月 アンケート結果に基づく2次健診対象者に健診案内送付開始

7月 2次健診開始